

12 各教科・科目等の修得単位数の記録

(1) 各教科・科目の配列

各教科・科目の配列は、平成21年3月告示の高等学校学習指導要領に示された順序によること。

(2) 修得単位数の計

修得した各教科・科目等ごとに修得単位数の計を記入すること。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その修得単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入すること。なお、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料については、在学している学校の学籍に関する記録に添付すること。

また、留学に関して、校長が認定した修得単位数は、それを記入する欄等に適切に記入すること。

各教科・科目の配列は、総合学科や普通科総合選択制等にあっても、系列やエリア等ごとに区分して配列するのではなく、平成21年3月告示の高等学校学習指導要領に示された順序によることとする。

また、この欄は、生徒が卒業、退学、転学した時点で、その修得した科目について修得単位数を記入する。

単位の修得が認定されなかった各教科・科目等については空白とする。

なお、転学又は退学した生徒については、単位の修得は認定されていないが、履修が認定された教科については、「0」を記入する。

定時制の課程において、定通併修の場合は、同一の科目の修得単位数は合算して記入する。

○ 指導に関する記録

1 出欠の記録（全日制の課程及び定時制の課程）

以下の事項を記入すること。

(1) 授業日数

生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

ただし、転学又は退学した生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入する。また、転籍の生徒についても上記に準じて記入する。

なお、単位制による課程の場合においては、授業日数については、当該生徒の履修計画にしたがって年度間の出校すべき総日数を記入する。

この欄には、当該生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。

授業日とは、法令及び高等学校学習指導要領の示すところに従い、学校において編成した教育課程を実施する日をいう。したがって、授業日の中に、特別活動として実施する遠足や文化祭、体育祭を行う日も含まれることはいふまでもない。夏季休業日などに設けられている登校日や臨海学校等については、これが全校生徒又は特定の学年、学科の全生

徒の参加を原則として、しかも教育課程の一環として指導する場合には授業日と考えることができる。

しかし、生徒の自由参加を原則とする行事や、一部の生徒を対象として部活動を行うような場合など、教育課程外の教育活動として実施するものは、授業日とはみなされない。

また、学校教育法施行規則第63条（第104条第1項にて高等学校に準用、非常変災による臨時休業）及び学校保健安全法第20条（感染症予防のための臨時休業）の規定により、当該生徒の属する学科及び学年につき休業した日は授業日に含まれない。

授業日数は転学した生徒等を除いて同一の学科及び学年の生徒については、原則として同一日数となる。転学した生徒等の授業日数は次のとおりである。

- ① 転学又は退学した生徒については、転学又は退学をした日までの授業日数
- ② 転入学又は編入学若しくは定時制の課程で学年の中途に入学した生徒については、転入学又は編入学若しくは入学以後の授業日数
- ③ 他の課程に転籍した生徒又は他の課程から転籍してきた生徒については、それぞれ①、②に準じた授業日数

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ア 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- イ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ウ 忌引日数
- エ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- オ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

出席停止・忌引等の日数は、学校の授業日に当該生徒にとっては出席しなくてもよい日又は欠席とはみなされない日として考えられるものであり、各生徒によって異なるものである。

この欄に記入する日数としては次のような場合が含まれる。

- ① 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数
 - 学校教育法第11条
校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- ② 学校保健安全法第19条による出席停止の日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
 - 学校保健安全法第19条
校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

○学校保健安全法施行令第6条

校長は、法第19条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあってはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあっては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条

都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。（略）

○同法律第20条

都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であって前条の規定により入院しているものに対し10日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。（略）

○同法律第26条

第19条から第23条まで、第24条の2及び前条の規定は、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者について準用する。（略）

○同法律第46条

都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新感染症の所見がある者に対し10日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該新感染症の所見がある者を入院させるべきことを勧告することができる。（略）

③ 学校保健安全法第20条による学年の一部の臨時休業の日数

この日数は、同法第20条により当該生徒の属する学校及び学年を臨時休業にした場合（授業日数として算入されない）を除き、一部の生徒に対して臨時休業を行ういわゆる学級閉鎖等の日数をいう。

○学校保健安全法第20条

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

④ 忌引の日数

忌引の日数には、特に基準があるわけではないが、各学校において「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」等を参考にして適切に定めることが望ましい。

⑤ 非常変災又は保健管理上などで校長が出席しなくてもよいと認める日数

この日数は、非常変災により交通が途絶して登校不能となった場合や、感染症の流行等で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数をいう。

⑥ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長の裁量により、出席しなくてもよいと認めた日数。

この日数は、就職や進学受験のため出席しなかったような場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数をいう。

従前、学校においては、このような場合を「公欠」として扱い、出席したものとみなすという方法で処理する例がみられたが、この場合も学校の行う教育活動に参加していないのであるから、出席とみなすのではなく、必要に応じて出席しなくてもよい日として認めることのほうが適切であろう。

なお、出席停止・忌引等により授業に出席できなかったために、当該生徒の学習に遅れを生ずる場合もあるので、その事前・事後において適切に指導することが大切である。

(3) 留学中の授業日数

校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入する。

(4) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入する。

(5) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。

病気又はその他の事故により欠席した日数及び休学により欠席した日数を計算して記入する。休学による欠席も欠席日数に含めて計算する。

(6) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が体育や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

また、平成21年3月12日付け20文科初第1346号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」に沿って、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名を記入する。

平成21年3月12日付け20文科初第1346号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」により、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設への通所または入所が、不登校生徒の将来的な社会的自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合に、当該生徒の在籍校の校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する適応指導教室等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。(略)

- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

なお、この指導要録上の出席扱いは、科目の履修の認定に当たって考慮される授業への出席とは異なるものであり、科目の履修の認定に当たっては、在籍校における履修要件に照らして適切に行うよう留意すること。

(7) 備考

出欠に関する特記事項等を記入する。

この欄には、次の事項などの記入が考えられる。

- ① 「出席停止・忌引等の日数」に関する特記すべき事項
出席停止や忌引等の内訳や理由等を記入しておく。
- ② 欠席理由の主なもの
休学した生徒については、通常の欠席と休学による欠席の内訳を記入する。
- ③ 遅刻、早退等の状況
- ④ 転入学した生徒について、前に在学していた学校における出欠の概要
- ⑤ 不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受けたことを出席扱いとした場合に関する事項
出席扱いとした日数の内訳及び生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名を記入する。

(8) その他

ア 上記日数について、該当すべき日数がない場合は、空白とせずに「0」と記入する。

イ 最終学年において留学し、その学年の3月31日を越えて留学した生徒の翌学年の出欠の記録については、第4学年(ただし、単位制による課程にあっては、次の年次)の欄を使用すること。なお、その欄の「授業日数」欄には、当該生徒の最終学年の翌学年における卒業の日までの我が国の在籍校の授業日数を記入する。